

質問第一一六号

受信機の設置日が不明な場合のNHKとの受信契約の締結に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年十二月九日

浜田

聰

参議院議長 山東昭子 殿



受信機の設置日が不明な場合のN H Kとの受信契約の締結に関する質問主意書

放送法第六十四条（受信契約及び受信料）には「協会の放送を受信することができる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。」とある。つまり、N H Kとの受信契約の締結は放送法に記載された義務となつていて。

しかし、実際には受信契約を締結していない世帯が多数存在し、N H Kの発表だと全世帯の一割程度が受信契約を未締結であるとされる。そのため、公平な受信料制度のために、受信契約を締結する世帯を増やすべく、N H Kから業務委託を受けた委託業者の職員が個別訪問により受信契約の締結作業を行つているのが現状である。N H Kの予算にも業務委託費が多額に計上されている。

そして、日本放送協会放送受信規約第四条には「放送受信契約は、受信機の設置の日に成立するものとする。」とある。しかしながら、現実問題として、受信機の設置日を正確にN H Kが把握することが困難である場合がある。「受信機の設置日」が不明な場合はどうすればよいのか、N H K上野営業センターと委託会社グッドスタッフに問い合わせたところ、N H K上野営業センターは、「N H Kの解釈としては記憶の範囲内の設置月の末日」、委託会社グッドスタッフは、「確実に設置されていた月の末日」をそれぞれ申告する

ように伝えていたのであつた。

そこで以下、質問する。

一 受信機の設置日が不明な場合、「実際の設置日」ではなく、「記憶に基づく設置日」を申告すればよいのか、政府の見解如何。

二 「記憶に基づく設置日」と「実際の設置日」とで相違が生じた場合、公平な受信料制度というNHKの主張と相違しないか、政府の見解如何。

三 放送法に、受信機の設置日が不明な場合の受信契約の締結についての記載がないことが問題を生じさせている原因であるため、放送法の改正の検討が望まれると思うが、政府の見解如何。

右質問する。